

1 策定趣旨

本市では、納期限を経過しても納付されない債権について、滞納者に納付を促すための様々な措置を講じているが、平成22年度決算時における収入未済額の累計は約175億円で、5年前の17年度決算時と比較すると、約45億円、約35%の増加となっている。また、23年度決算では、収入未済額の累計は約181億円で、22年度に比べて約6億円の増となり、さらに悪化する傾向にある。

平成24年4月に相模原市債権の管理に関する条例(以下「債権管理条例」という。)を施行し、債権管理の適正化に努めているところであるが、市民の負担の公平性の確保とともに自主財源の確保を図るためには、さらに債権管理条例の実効性を高めていく必要がある。

このため、相模原市債権回収対策基本方針(以下「本方針」という。)を策定し、全庁的な共通認識の下に債権回収の取組を推進するものである。

2 本方針の位置付け

本方針は、全庁的な債権回収対策について、事務処理の適正化を図るとともに、効率的かつ効果的な取組を推進するための基本的考え方とする。

3 実施期間

本方針の実施期間は、平成24年11月15日から平成29年5月31日(平成28年度決算)までとする。

4 対象債権

本方針の対象債権は、債権管理条例に規定する市の債権(強制徴収債権及び非強制徴収債権)とする。

5 債権管理に関する取組

市の債権を所管する課等(以下「債権所管課」という。)は、債権管理条例に基づき、台帳の整備、督促、滞納処分、強制執行、徴収停止、履行延期の特約等の事務処理を徹底するものとする。

なお、真に止むを得ない事由により、回収が不能となった非強制徴収債権については、債権管理条例に基づく放棄の措置等を執るものとする。

6 未収金発生予防・早期回収に関する取組

債権所管課は、納付方法の拡充など市民が納付しやすい環境づくりや、納期内納付の周知・啓発に努め、未収金の発生予防を図るものとする。

また、納期限までに納付しない者がいるときは、法令等の規定に基づく督促をし、なお納付しない場合には、文書、電話による催告や訪問等による直接交渉を行うなど、積極的に未収金の早期回収を図り、現年度分の収納率の向上に努めるものとする。

7 債権回収対策に関する取組

債権の回収対策については、債権所管課が主体的に取組むものとし、併せて、平成25年度を目途として、債権所管課において回収困難となった債権（以下「移管対象債権」という。）の処理などを担う専管組織（以下「専管組織」という。）を設置し、債権所管課と専管組織で役割分担をしつつ相互に連携し、債権回収に取り組むものとする。

また、再三にわたり催告等をしてもお納付しない者に対しては、資力の有無や生活状況の把握に努めた上で、滞納処分や訴訟等の措置を含め、積極的に債権の回収を図るものとする。

8 専管組織の取組

専管組織は、債権所管課における収納強化を図るため、債権所管課に対し実務上の指導を行うとともに、研修、支援等を通じて債権回収手法の技術向上を図り、債権回収に係る人材育成に努めるものとする。

また、専管組織は、移管対象債権に係る実態調査を行った上で、債権所管課から債権回収事務を引き継ぎ、専管組織の機能を有効活用し、積極的に債権回収に当るものとする。特に、非強制徴収債権のうち債権所管課では実行が困難な訴訟等の措置を要する案件については、専管組織が対処するものとする。

9 目標

本方針における目標は、債権所管課及び専管組織において、債権管理条例に基づく適正な事務処理や未収金の発生予防・早期回収、債権回収の積極的な取組などを進め、収入未済額の削減を図ることとする。

【目標値：平成28年度決算における収入未済額を平成23年度比18億5千万円削減】

* 主な債権の削減目標（決算額ベース）

（単位：百万円）

債権名	平成23年度	平成28年度	削減額 A - B = C
	A	B	
市税	6,217	4,760	1,457
国民健康保険税	10,566	9,500	1,066
その他の債権	1,327	2,000	673
合計	18,110	16,260	1,850

- ・ その他の債権は、平成23年度決算において合計40債権
- ・ 下水道事業会計を除く

10 債権回収等実行計画

本方針に基づく取組を着実に実施するため、毎年度、債権所管課において回収する債権、専管組織において移管を受けて回収する債権等について、債権ごとに件数、金額、収納率等の内容を定めた実行計画を策定するものとする。

11 推進体制

本方針の取組を推進し、収入未済額を削減することを目的として、市長を本部長とする相模原市債権回収特別対策本部を平成24年度中に設置し、全庁的な債権回収対策の取組を展開するものとする。

< 債権回収対策に係る推進体制 >

相模原市債権回収特別対策本部

本部長：市長

副本部長：副市長

本部長：総務局長、企画財政局長、健康福祉局長、環境経済局長、都市建設局長、
総務部長、企画部長、財務部長、税務部長、福祉部長、
保険高齢部長、こども育成部長、経済部長、まちづくり計画部長、土木部長

副本部長：職員課長、企画政策課長、経営監理課長、財務課長、税制課長、
債権対策課長、納税課長、緑市税事務所長、南市税事務所長、
地域医療課長、緑生活支援課長、中央第1生活支援課長、
中央第2生活支援課長、南生活支援課長、介護保険課長、
国民健康保険課長、こども青少年課長、こども施設課長、
保育課長、産業政策課長、住宅課長、下水道経営課長

* 構成員（副本部長）は、収入未済額概ね300万円以上が対象

事務局：債権対策課

【所掌事務】

- ・ 債権回収対策基本方針の推進
- ・ 債権回収等実行計画の策定、進行管理
- ・ 債権回収対策に向けた庁内連携・調整

上記の推進体制は、平成25年度までの収入未済額の削減、組織改正等を踏まえた見直し後の構成である。

本方針の策定及び改定の経過

平成24年11月14日 策定

平成26年10月1日 改定